

【参考】フェイズ毎の申請方法の扱いについて

○建設業許可申請・届出

※解体工事業、浄化槽工事業登録は建設業許可申請・届出に準じた取り扱いとします。

(1) 緊急事態宣言若しくは県独自による宣言の期間

	建設業許可申請	経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者にかかる変更届	事業年度終了に伴う変更届
申請を行う者が『三重県外』の地域の場合	原則、郵送による受付		
申請を行う者が『三重県内』の地域の場合	申請窓口への持参（希望される場合は郵送による受付も可）		

(2) 緊急事態宣言等の解除後における警戒・注意期間

	建設業許可申請	経營業務の管理責任者、営業所の専任技術者にかかる変更届	事業年度終了に伴う変更届
申請を行う者が『三重県外』の地域の場合	申請窓口への持参（希望される場合は郵送による受付も可）		
申請を行う者が『三重県内』の地域の場合	※三重県内、県外の地域での申請方法の区別はありません。		

○経営事項審査申請

(1) 緊急事態宣言若しくは県独自による宣言の期間

	受付方法	受審方法
申請を行う者が『三重県外』の地域の場合	原則、郵送による受付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送された申請書及び提示書類により書面の確認にて審査を進めます。</li> </ul>
申請を行う者が『三重県内』の地域の場合	当日書面審査受付 または 郵送による受付	〔当日書面審査受付〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・持参された申請書及び提示書類により書面にて審査を進めます。</li> <li>※申請内容によっては従来どおりの対面審査を行うことがあります。</li> </ul> 〔郵送による受付〕 <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送された申請書及び提示書類により書面にて審査を進めます。</li> </ul>

(2) 緊急事態宣言等の解除後における警戒・注意期間

	受付方法	受審方法
申請を行う者が『三重県外』の地域の場合	当日書面審査受付 または 郵送による受付	〔当日書面審査受付〕 ・持参された申請書及び提示書類により書面にて審査を進めます。 ※申請内容によっては従来どおりの対面審査を行うことがあります。
申請を行う者が『三重県内』の地域の場合  ※三重県内、県外の地域での申請方法の区別はありません。		